

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 公 告	所管課（室）名
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件）	経 営 支 援 課
◎ 長崎県南部海区漁業調整委員会指示	
・漁業法の規定によるナマコ採捕の制限	長崎県南部海区漁業調整委員会

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス佐世保店  
長崎県佐世保市卸本町337番 ほか
- 2 届出の概要
  - ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
  - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
佐世保市長 宮島 大典
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス相浦店  
長崎県佐世保市愛宕町182番 ほか
- 2 届出の概要
  - ①大規模小売店舗の名称及び所在地の届出事項の変更
  - ②大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
  - ③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
佐世保市長 宮島 大典
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

#### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年10月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス・松葉屋矢峰店  
長崎県佐世保市矢峰町117番地2 ほか
- 2 届出の概要
  - ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
  - ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
佐世保市長 宮島 大典
  - (2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
  - (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

---

**長崎県南部海区漁業調整委員会指示**

---

**長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ナマコの採捕について、次のとおり制限する。

ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合、又は本委員会の承認を受けて大村湾内の漁業協同組合もしくは水産多面的機能発揮対策に係る大村湾内の漁業協同組合を主体とした活動組織が採捕する場合はこの限りではない。

令和6年10月22日

長崎県南部海区漁業調整委員会  
会長 吉谷 均

**1. 規制海域**

佐世保湾（西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線、西海橋及び観潮橋と陸岸とによって囲まれた海域）を除く大村湾（西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面）及び共同漁業権南共第62号、同63号、同73号、同74号の区域。

**2. 操業の制限****(1) 採捕期間の制限**

規制海域においては、令和6年度から令和8年度の各年度の11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月31日までナマコ（アオナマコ、アカナマコ及びクロナマコ）を採捕してはならない。

**(2) 小型個体の採捕制限**

規制海域においては、体重100g以下のアカナマコ又はアオナマコを採捕してはならない。

**3. なまこ漁業の届出**

規制海域において、小型機船底びき網（手繰第3種なまこけた網）漁業以外の漁法でなまこ漁業を営もうとする者は、本委員会に届け出なければならない。

**4. 指示の有効期間**

この指示の有効期間は、令和6年11月1日から令和9年10月31日までとする。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト